

道税の猶予制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することができない場合は、申請により納税が猶予される制度があります。

徴収の猶予の例

○災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸し資産を廃棄した場合。

○ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者本人または、生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

○事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業した場合。

○事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けたとき。

詳しくは、檜山振興局税務課納税係にご相談ください。

■お問い合わせ
檜山振興局税務課納税係
(0139-52-6473)

イベント中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を予定しておりました、次のイベントを中止いたします。

よってけ市 ~~(5月開催予定)~~ 夷王山まつり ~~(6月開催予定)~~



新型コロナ感染症拡大防止のため
皆様のご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ 水産商工課 商工観光グループ

鳥獣被害対策実施隊員(ハンター)募集のお知らせ

町では有害鳥獣からの被害を防ぐため、鳥獣捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊員(ハンター)を募集しています。

下記のとおり補助金等も用意しておりますので、興味のある方は農林課農業林業グループまでお知らせください。

① 鳥獣被害対策実施隊員育成補助金が新設されました。

令和2年度より有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得、猟銃の所持許可及び猟具等の購入に要する経費に対して補助金を交付しております。

《補助対象者》 次の要件を全て満たす者

- ①町内に住所を有する者または北海道猟友会江差支部に加入している者
- ②上ノ国町鳥獣被害対策実施隊として継続的に活動している者、または活動することが確実と見込まれる者

《補助対象経費》

区分	補助対象経費	補助金額	
		新規取得及び所持許可を受けようとする者	既に取得及び所持許可を受けている者
狩猟免許の取得	受講料等		
猟銃の所持許可	申請手数料等		
猟具等の購入	猟具等の購入経費	補助対象経費の合計額 (上限35万円)	次のうち最も低い額 ① 補助対象経費 ② 従事割(直近3ヶ年の年間平均従事時間×1,100円)+捕獲割(直近3カ年の年間平均捕獲頭数)×35,000円 ③ 25万円

② 有害鳥獣駆除に対する奨励金に変更されました

有害鳥獣による人畜及び農作物の被害を防止するため、有害鳥獣駆除のための許可証及び従事者証の交付を受け、有害鳥獣を駆除した者に対し奨励金を交付しております。

令和2年度から、奨励金の金額が変更となりましたのでお知らせします。

鳥獣の種類		変更前	変更後
		奨励金の額(1頭)	奨励金の額(1頭)
ヒグマ	2歳以上	30,000円	50,000円
	2歳未満	5,000円	
エゾシカ		10,000円	20,000円

■お問い合わせ 農林課 農業林業グループ

★有料広告

道の駅の新たなファストフード
手作りパン × 超ロングソーセージ

パリッとドッグ

ご注文を受けてからソーセージをパリッと仕上げでご提供！
手作りで香ばしいパンと一緒にご堪能ください！

☎0139-55-3955 (道の駅上ノ国もんじゅ内)

自社絞りの無添加
菜種油を使用！